



池田総合特許法律事務所 ニュースレター

<http://www.ikedalawpatent.jp/>
平成28年初秋号 第14号

残暑お見舞い申し上げます

今年は、猛暑が随分前から予想されていましたが、残暑の中、皆様、お元気でお過ごしでしょうか。皆様に繰り返しお話ししたいのですが、今一度、相続対策と事業承継対策の大切さを考えて頂きたいと思います。その対処法はいろいろなものがあり、ご相談者に応じたおすすをしたいと思います。

現在、中小企業の経営者の50%超が60歳以上で、今後急速に高齢化が見込まれます。また、足元では、年間3万件の企業の廃業があって、このうちの約1割、3000社が、後継者がいないことに伴う廃業といわれています。

高い技術力、営業力を持ち、地域にも根ざした企業が後継者不在から廃業してしまうのであれば、経営者にとって、勿体ないことであり、社会的にみても損失です。

相続、事業承継は、一瞬で対策が出来るわけではなく、後継者の決定、育成等長期間を要します。わかっているでも第一歩が踏み出せないという先送りの背景には、いつまでも家族の中心として、あるいは会社の社長としてやり続けていきたいという強い思いから踏み出せないということがきっとあると思います。しかし、健康寿命は男71歳、女74歳といわれ、対策に10年要するとすると、60代のはじめから、検討を開始しなければ十分なことは出来ません。

相続対策といっても、相続争いにならないか、納税資金は大丈夫か、節税対策は出来ないか等、いろいろ問題点が出て来て頭も痛くなり、ついつい先送りしたくなる気持ちもわかります。そこで、あれもこれもではなく、まず、とにかく自分や会社の財産の棚卸し（財産の明細とその大まかな評価）からとりかかってみてはどうでしょうか。そのうえで、自分が明日、突然亡くなったとして、どのような問題が生じるのか、想像をめぐらしてみましよう。そうすれば、これから、やらなくてはいけないことに徐々に焦点が合ってくると思います。

皆様のはじめの第一歩のお手伝いのため、下記の通り、9月3日（土）と9月5日（月）に、相続、遺言の集中無料相談日を設けていますので、ご活用下さい。 <池田伸之>

→関連記事：裏面“相続についての思い込み”

“事業承継成功のための100リスト”（近日公開予定）

相続・遺言&事業承継 無料相談日

9月3日（土）午前10時～午後3時

9月5日（月）午後 1時～午後8時

お一人様40分程度を予定しています。⇒次頁下段へ（続く）



ニュースレター第14号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メールikedalawpatent@par.odn.ne.jp、FAX052-684-6291）までお寄せください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM

事務所からのお知らせ ～セミナーのご案内～



【開催済セミナー】

◎7月14日 当事務所にて

「介護事業者セミナー」を開催しました。

セミナーの様子は、別紙の通りですので、ご覧下さい。

【開催予定のセミナー】

昨年末、当事務所では「弁護士が作った60歳からのライフプラン・ノート」を出版しました。このノートの活用方法や記載方法等について、ご説明し、一緒に作成する機会を持ちたいと考えました。案内文を同封しましたので、是非、多数のご参加をお待ちしております。いずれも当事務所で、日程は、下記の通りです。

◎9月29日（木） 午後6時受付 午後6時15分～

◎10月4日（火） 午後1時受付 午後1時15分～

なお、今後のセミナー案内やセミナーの様子等も当事務所のホームページにアップしていく予定ですので、是非、ご覧下さい。

また、ご希望のセミナーがございましたら、企画の参考にさせていただきますので、ご意見をお寄せ下さい。



発行

民事法研究会

価格

本体1400円＋税

一般書店にて発売中

還暦を迎える頃、誰もが、否応なく、その先の人生を考えます。

自分のこと、そして親のこと、その他諸々。一方で片付けなければいけないことだけでなく、これからの時間をどう生きるか、夢を実現することも考えることでしょう。この本は、そのお手伝いをするためのノートです。還暦のお祝いのプレゼント用等としても活用して頂けるかと思いますが、いかがでしょうか。

⇒相続、遺言&事業承継 無料相談 を開催します

平日はお仕事等でなかなか相談に来ることが出来ない方や、夕方でない、お時間が取れない方にも気軽にご来所頂ける時間を設定しました。人数に限りはありますが、下記の日程にて無料相続を開催します。ちょっとした将来の相続に関する不安でも構いません。一度、この機会にご相談に来られてはいかがでしょうか。対応策が見つかり、安心出来るかもしれません。

時間がある程度必要だと思われる方は、3から40分と言わず、1時間以上の枠で対応致します。また、特に事業承継のことを中心に、という場合には、それへの対応も致しますので、お申出下さい。

相続についての思い込み

- (1) 遺産はあまりないから、争いはない。
→そんなことはありません。分けようがないから、現金を作るために、住み慣れた自宅を処分するといった深刻な事態となることもあります。家庭裁判所の相続事件のうち、75%は、5000万円以下の遺産の争いです。
- (2) 兄弟仲良しで、遺産争い等は無縁
→小さい頃は仲良しでも、成人し、生活状況も異なり、結婚して、人間関係も多様化すれば、仲良く出来るかどうかはわかりません。
遺産争いが、仲たがいのきっかけとなる例も多くあります。
- (3) 父が「お前にもちゃんとやるという遺言を残している。」と言っているので、安心
→安心出来ません。実際には、遺言などしていなくて、歓心を買うだけの発言であることもあり、こうした発言が、仲たがいの原因となる例を見受けられます。また、仮に遺言されていたとしても、それが発見出来ないこともあります。自筆の場合は、せっかく書いてもらっても法律上の要件を満たさずに無効ということもあります。公正証書による遺言をお勧めします。

＜池田伸之＞

事業承継成功のための100リスト

現在、懇意にしている会計士、司法書士さん達と上記のリストアップの作業中です。リストアップが出来ましたら、ホームページ上に公開しますので、事業承継を考えている方は、参考にして下さい。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。
お気軽にご相談ください。

通常の無料相談会も行っています。

日程については、お電話にてお尋ね下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM

ikeda-lawpatent@par.odn.ne.jp

平成28年7月14日（木）に 介護事業者セミナーを開催しました



セミナーでは、「介護業務に伴う事故・クレーム対応」として、以下のお話をしました。

- ・誤嚥事故、転倒事故、徘徊・無断外出事故等について
- ・JR事故最高裁判決（認知症高齢者に対する監督責任）について
- ・介護事故についての対応及び考え方について
- ・クレームの具体例と対応法について
- ・財産侵害をめぐる親族からの要望と施設事業者の対応について

参加者から、介護事故以外のトラブル・クレーム等、以下のような意見が出ました。

- ・職員の対応・モラルの問題が、トラブルやクレームに繋がっている。
- ・説明不足が関係者の誤解を生むということがある（説明の問題）
- ・費用についてのトラブルも多く、サービスの組み立ての問題という場合もある。
- ・日々の介護の積み重ねがクレームにつながることも多い。
（利用者側の細かな点の積み重ね（我慢）が最終的に問題となって発現する）
- ・親族間トラブルとの関わりについては、日常的なものから高度なものまで存在する。
- ・最近では、メール対応も増えてきている。
- ・施設への携帯電話の持込があり、利用者のプライバシーの問題がある。

【ご連絡事項】

当事務所では、多くの介護事故事例を取り扱ってきました。その経験を踏まえて、介護セミナーをこれまで4回実施しました。セミナーの中では、皆様から多くのご意見も伺いました。そこで、クレーム・苦情の対応方法、現場で報告される怪我・介護事故が起きた場合の対応方法等について、とりまとめた書籍『介護事業者 トラブル・クレーム対処法』（仮）を出版する方向で準備中です。出版出来ましたら、皆様にご案内を差し上げます。

なお、皆様の中で、介護に関連する疑問、実際に起きた事例、介護従事者や介護事業者に言いたいこと等、どんな些細なことでも構いませんので、お教え願います。匿名でも結構です。出来る限り、皆様のご意見として書籍の中に盛り込みたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。



【ご意見等の送付先】

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1-17-19

キリックス丸の内ビル802号

池田総合特許法律事務所

メール：ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

電話：052-684-6290 fax：052-684-6291

【個人情報のお取り扱いについて】 個人情報は、厳重に保管・管理致します。

芸術としての書～日本における歴史と広がり～

1 今回は、日本における書の歴史的流れについてお話ししたいと思います。

2 まずは、書の起源から近代化までの流れを見ていきたいと思います。もっとも、この一連の時期においては、書は国策や宗教などとの結びつきの下、実用的な側面が強く、まだ芸術という意識が殆ど見られないものでした。

日本における書の歴史は、弥生時代の漢字の伝来に始まりませんが、実際に文字が用いられるようになったのは、5世紀頃（古墳時代）と言われています。この時代には、既に万葉仮名が現れ、日本独自の書の発展も見られていたようですが、基本的には、中国文化の影響下にありました。

その後、仏教の伝来とともに、日本の書は大きく発展していきました。飛鳥時代や奈良時代には、国家事業として写経が推奨されたことや、中国書道の黄金期と言われた唐時代の書風がもたらされ、大きく流行したとされています。

平安時代になると、「三筆」と呼ばれた空海・嵯峨天皇・橘逸勢が中心となり、書の発展を進め、国風文化の確立と共に「かな」も生まれました。さらには、「三跡」と呼ばれた小野道風・藤原佐理・藤原行成によって、書の和様（日本様式。中国様式を指す唐様に対する言葉）化が行われました。この時期をもって、日本式の書の展開が大きく進んだということになります。

江戸時代になると、和様の中の尊円流が江戸幕府の公用書体として採用されたことから庶民にも広がりしましたが、他方で、再び唐様が評価され発展したこともあり、日本の書は二極化が進んだのです。

そうした流れの中、明治時代には、中国（清）から魏漢六朝の書がもたらされたことを受け、六朝書道が唐様を革新する形で隆盛を迎えました。しかし、その一方で、日本伝来の書文化への注目の動きもあり、上代様（平安時代の三跡の書や古筆などの和様書と仮名書）が復興されました。

さらに、大正時代末期からは、いくつかの書道団体が結成され、近代書壇史が始まると共に、現代書出現の動きへとつながっていくこととなりました。

3 ここからは、近現代の日本の書の展開について少し詳しく見ていくと共に、書の芸術・美術としての評価を見ていきたいと思います。

明治時代以前には、書や水墨画などを合わせて「書画」と呼び、単独での書を美術として捉えていませんでした。現在では一般的な「書道」という言葉も、まだ存在しておらず、明治16年頃に初めて使われたと言われています。これには、次のような背景があります。

明治時代、日本は近代化を進める中で、新たな西洋の概念を輸入し、それに伴い「絵画」などの言葉が生み出されました。この絵画という言葉・分類が生まれたことで、書画は書と画に分けられ、画は「絵画」や「日本画」になっていきました。他方で、書は国の近代化政策からも取り残され、芸術としての位置づけを明確に与えられないままとなってしまいました。「書ハ美術ナラズ」という論争がなされたこともあったほどで、あの「日展」においても戦後の昭和23年まで書の部は存在しなかったのです。

このように、公には軽視・冷遇されてきた書道でしたが、民間の趣味文化の中で支持を受け、独自の発展をしていくこととなりました。特に、第二次大戦後、書を美術として認知・発展させようとする動きは活発化し、その中で現代書として少字数書や前衛書が生み出されていくこととなりました。前回ご紹介した手島右卿などが国際的な美術展で評価を受け、書の芸術性を高めていくこととなったと言えます。

その後も、現代書あるいは現代アートとして、書は発展・進化を続けていると言えます。近時では、漫画や映画の題材となったり、書道パフォーマンスなども目にするところがあるなど、一般的にも広がりを見せてきています。

とは言え、美術や芸術としての書の認知度や親近感、絵画や彫刻の分野に劣ると言わざるを得ない現状にあり、やや残念に感じます。より多くの方が、芸術としての書道に触れていただければ、更なる書道の発展につながるのではないのでしょうか。皆さんも、是非一度、気軽に触れてみてください。

<上杉謙二郎>



私的絵画百選⑤



美しい女庭師

La Bella Giardiniera

122×80cm 油彩・板

ルーブル美術館所蔵

1507年制作

ラファエロ・サンツィオ
(Raffaello Sanzio)

美人の基準は人それぞれですが、文句なく、この作品の女性は美しい！ルーブル美術館に行かれたら、小品でありながら見飽きないこの美女との対面をお薦めします。

聖母子をよく描いているラファエロですが、牧歌的な風景の中にあっても、聖母子を描くときのお決まりを踏まえています。聖母の衣装には、特殊な例を除いて、赤い上着に青いマントという決まりがあったようで、ラファエロの聖母は、ほぼ例外なくそう描かれています。幼子キリストの横には、聖ヨハネがシンボルとして描かれ、十字架が描かれていることが多いのですが、この作品では、葦をもっていています。この作品とよく比べられる小椅子の聖母（イタリア、パラッティーナ美術館蔵）では、聖母の頭上に光の筋が光っていますが、タイトルのように庭師ないしは庭師の妻を描いたといわれるこの作品では光の環はありません。

キリスト教で聖母信仰が盛んになったのは13世紀末ころといわれていますが、中世になるまで、例えば、聖母は玉座に座り、聖職者の如く息子を聖杯のように重々しく掲げていました。中世となって、聖母は超越した存在ではなく、ラファエロの描くような現実の母子のような存在として描かれることが多くなっていきます。幼児キリストもむずかかって泣く普通の赤ん坊であるにとらえられるようになりま

した。この背景にはフランシスコ会士の布教活動が影響を及ぼしたとも言われています。

緑野の聖母とも言われるこの作品には、宗教的な意味合いを超えて、開放的な自然の中で無邪気な仕草を見せる幼子を、おせっかいでもなく、しかし注意深く見守る母親がいます。誰もが穏やかな感情で受け入れる分かり易さがあるように思います。ヨハネと聖母の視線はしっかりと幼子キリストに注がれています。三角形の図形に収まる安定感の中で、ともすれば冷静すぎる視線が将来の困難を暗示させるという説もあります。

さて、ラファエロ（1483～1520年）の残した多くの母子像は25歳頃までに描かれたと言われます。ラファエロは婚約をしたことはありましたが、生涯結婚はせず、多くの女性と交際していたと伝えられています。瑞々しい女性像は、ラファエロならではの観察眼によるものかもしれません。

ラファエロはローマ教皇の近侍の地位にあり、枢機卿になることを狙っていたという話もあります。結婚をためらっていた理由はそのためとも推測されます。過度な情事で熱病に罹り亡くなった恋多き37歳の若者は、ローマのパンテオン内に眠っています。墓の上には、聖母子の彫刻が飾られています。

<池田桂子>